

高病原性鳥インフルエンザが疑われる死亡野鳥に係る対応マニュアルの概要

策定の趣旨及び概要

趣旨：

県民の安全・安心を確保するため、野鳥の媒介により高病原性鳥インフルエンザウイルスが本県に侵入した場合、これを早期に発見することにより、家きんへの感染の予防に資することを目的として、高病原性鳥インフルエンザが疑われる死亡野鳥の調査・回収・検査及び渡り鳥飛来地調査等の調査、その他の対応について定めたものである。

概要：

- ① 高病原性鳥インフルエンザが疑われる死亡野鳥を回収し、県において簡易検査を実施し、さらに検体を遺伝子検査機関へ送付し、遺伝子検査等を実施する。
- ② 国内・県内での発生状況に応じ、渡り鳥飛来地等について、集団死等の異常がないか等の調査を実施する。
- ③ 簡易検査又は遺伝子検査の検査結果が陽性になった場合は、関係課長等対策会議（原則、シーズン初事例のみ）を開催し、今後の対応を協議した上で必要な対策を講じる。

